

岐阜労働局発表

令和4年10月27日(木)

担	労働基準部監督課 監督課長 福岡 優一 専門監督官 加賀 勝仁
当	電話 058-245-8102 夜間 058-206-4102

11月は「過労死等防止啓発月間」です

—過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施—

岐阜労働局(局長 大地直美)では、11月の過労死等防止啓発月間に岐阜県内の過労死等をなくすため、シンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

過労死等防止対策推進法で毎年11月を啓発月間と定め、過労死等を防止することの重要性について国民の関心と理解を深めることとしています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、岐阜県を含む全国48会場で過労死等防止対策推進シンポジウムを行うほか、過重労働解消キャンペーンとして岐阜労働局長によるベストプラクティス企業訪問、長時間労働の是正・賃金不払残業の解消に向けた集中的な監督指導などを行います。

【取組概要】

1 過労死等防止対策推進シンポジウム(別添リーフレットをご覧ください。)

【日時】 令和4年11月29日(火) 13:30~16:15(受付13:00~)

【会場】 長良川国際会議場 大会議室(岐阜市長良福光2695-2)

【内容】

- (1) 事例報告 「『ずっと働きたい』に寄り添う」
社会福祉法人みどり福祉会 あんきの家細畑
施設長 大須賀しづか氏
- (2) 基調講演 「日本の職場における過重労働・ハラスメントの構造と課題」
今野 晴貴氏
(NPO法人POSSE代表)
- (3) 過労死遺族の声

2 過重労働解消キャンペーン

裏面及び別添リーフレットをご覧ください。

【過重労働解消キャンペーン】

実施期間 令和4年11月1日（火）から11月30日（水）までの1か月間

1 労使の主体的な取組の要請

県内の使用者団体（4団体）や労働組合等に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、岐阜労働局長名による協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業訪問

岐阜労働局長が、長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します（別途広報を予定しています）。

3 集中的な監督指導

（1）監督の対象とする事業場

次の事業場に対して、集中的に監督を実施します。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場
- ② 各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等

（2）調査の重点事項

次の事項を重点的に確認し、法違反が認められた場合は是正指導を実施します。

また、重大・悪質な違反が確認された場合は、送検等厳正に対応します。

- ① 長時間労働の抑制
- ② 長時間労働者に対する医師による面接指導等、健康確保措置の確実な実施
- ③ 労働時間の適切な把握・管理
- ④ 時間外・休日労働に関する協定届（いわゆる36協定）の適正な運用

4 過重労働相談受付集中期間の設置及び過重労働解消相談ダイヤルの実施

（1）過重労働相談受付集中期間の設置

11月1日（火）、2日（水）、4日（金）及び5日（土）を過重労働相談受付集中期間とし、過重労働解消等に関する相談を受け付けます。

（2）過重労働解消相談ダイヤルの実施

11月5日（土）を特別労働相談受付日とし、フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、過重労働解消等に関する相談を集中的に受け付けます。

過重労働解消相談ダイヤル 令和4年11月5日（土）9：00～17：00

なくしましょう 長い 残業

0120-794-713